登　園　届　（治癒証明）について

保育園では、乳幼児が集団で長時間生活をともにする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐ事で、一人ひとりのお子様が一日快適に生活できるよう、下記の感染症につきましては登園届の提出をお願い致します。

下記の感染症につきましては、入園のしおり（重要事項説明書）の目安を参照していただき、治癒するまでは、ご家庭で静養し、お子様の体調が**保育園での集団生活が可能な状態まで回復をしてからの登園**であるようにご協力お願い致します。

登園する時は、本書に記載してお持ち下さい。

登　園　届

えいせいかい保育園　園長殿

園児名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

	手足口病	発熱や口腔内の水疱の影響がなく、普段の食事がとれること。
	伝染性紅斑（リンゴ病）	全身状態が良いこと。
	ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱の影響がなく、普段の食事がとれること。
	マイコプラズ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること。
	RS ウイルス感染症 ヒトメタニューモウイルス	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと。
	溶連菌感染症	抗菌薬内服後、24～48時間経過していること。
	ウイルス性胃腸炎	嘔吐・下痢の症状が治まり、普段の食事がとれること。
	アデノウイルス	症状が全て消失し、医師から登園可能の診断があること。
	帯状疱疹	全ての発疹がかさぶたになるまで。
	突発性発疹	解熱し、機嫌が良く、全身状態が良いこと。
	とびひ（伝染性膿痂疹）	皮膚が乾燥または、湿潤部位が被覆できる程度の時。治るまで水遊び禁止。
	伝染性軟属腫（水いぼ）	湿潤部位が被覆できる程度の時。治るまで水遊び禁止。
	頭じらみ	医師の診断を受け、スミスリンシャンプー等で」駆除し、感染の疑いがなくなるまで。
	単純ヘルペス感染症	口唇ヘルペス、歯肉口内炎のみであれば、マスクをして登園可能。発熱や全身性の水疱の場合は、欠席し治療することが望ましい。

上記以外の感染症については、その都度園と相談して登園の確認をしてください。

医療機関名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿月＿＿＿日から登園しても良いことを証明致します。

令和　　　年　　　月　　　日

保護者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿